

[議案第3号]

平成27年度事業計画（案）の承認に関する件

平成27年度の奈良県司法書士会事業計画（案）を次のとおり定めます。

平成27年5月16日

奈良県司法書士会

会長 工藤 吾郎

事業計画（案）

第1. 総務部門関連事業

(1) 規則等の検討・整備

規則や規程等について整備すべく見直し検討を行ってまいります。

(2) 会館における会員の利便性への改善

研修事業や相談事業等の拠点として、会員の皆様がより利用しやすい会館づくりを進めてまいります。

(3) 非司法書士対策

総務部・非司法書士対策委員会を中心に非司法書士行為を排除するための対策を行います。

(4) その他

- ① 苦情、懲戒請求及び紛議調停申立について適切に対応致します。
- ② 新入会員の登録事務等について適切に対応致します。
- ③ 通達や法改正等の対応を適切に行います。
- ④ 日司連・近司連と連携した活動を行います。
- ⑤ 奈良県専門士業連絡協議会の活動を行います。
- ⑥ その他の関係機関との連携を行います。

第2. 企画部門関連事業

本年度も、各事業を着実に推進していきたいと考えております。研修においては多彩で魅力のある研修の実施、広報においては、マスメディアを使った印象に残る広告の実現、市民支援においては法教育活動の拡大や法教育以外の市民支援活動の実施等が課題です。

この2年間に着手できなかったことに、業務に関する研究やその会員へのフィードバック等が挙げられます。財産管理や信託、或いは公金回収への関与など新たな業務範囲を追求するにあたり、研修開催に留まらず会として積極的にその可能性を検討し、会員へフィードバックする体制の構築などが課題となっております。

1. 広報事業

(1) 市町村広報の活用

市町村広報の活用は、相談会やイベントの告知について、広く一般の方が目にする市政日より等への掲載依頼を本年度も引き続き行います。

市町村の納税通知用封筒の有料広告掲載募集について応募し、入札する予定です。

(2) ホームページ

ホームページは、一般の方が、アクセスした場合に本会に興味を持って貰えるような充実したコンテンツや内容にし、トピックスを活用して本会事業の告知を行います。

(3) タウンページ

タウンページへ引き続き広告を掲載します。

(4) メディアを利用した広報

①テレビ・ラジオを利用した広報

本年度も、近司連を契約主体とした関西キー局のテレビ・ラジオを使ったCMを継続して行います。

②新聞社を利用した広報

新聞社を利用した広報は、商業登記制度広報等について、引き続き掲載を予定しています。その他、各種イベントにつき、取材を受けるようにします。

(5) プレスリリース

各種相談会だけでなく法教育委員会が行っている法律教室、一日司法書士等のイベントについても、一般市民の方々に司法書士の活動を知ってもらうためにプレスリリースを行います。

(6) ポスター・チラシ・パンフレットを利用した広報

定例相談会のリーフレット、各種相談会・イベント等の告知用ポスター・チラシ・パンフレットを作成し、関連各所へ配布します。

(7) 「高校生のための一日司法書士体験」

8月3日が司法書士の日であることを、一般社会に浸透すべく広報活動の一環として本年度も「高校生のための一日司法書士体験」を実施します。

(8) 会報について

本会の活動内容を記録として残す為、また、本会の活動内容を関係諸団体、一般の方々に知って頂くことを目的に本年度も作成する予定です。

(9) 内部広報について

会員の皆さまに有益な情報をお届けする予定です。

2. 研修事業

(1) 会員研修事業

本年度も継続し、バラエティに富んだ内容の研修会を開催したいと考えております。また、日司連から講師派遣を受けられる研修については、予算内でできるだけ多く開催したいと考えております。裁判所・法務局・税務署などから講師をお迎えしての研修会も継続して開催できればと考えております。

(2) 研修単位不足またはゼロ単位の会員への取り組み

多年度にわたって単位不足・未取得の会員には、注意を促すなどの対応についても検討していく予定です。また、従来通り本会研修部単独で開催する研修会以外にも、他団体との連携を図り、会員により多くの研修を受講する機会を提供し、年間12単位の研修単位をすべての会員が取得できるよう努めます。

①各支部、(公社)成年後見センター・リーガルサポート奈良支部、奈良青年司法書士会等他団体と連携し、研修を共催いたします。

②本会会館多目的ホール以外での研修会を開催します。

③日司連同時配信研修の開催地に応募し、リアルタイムで最新の研修を開催できるよう努めます。

(3) 単体会独自の新人研修

今年度も引き続き実施していく予定です(会員の皆様方には、講師をご依頼させていただくことになるかもしれませんが、その際には是非ご協力賜りますようお願いいたします)。

3. 市民支援事業

(1) 法教育推進事業

①中学校・高等学校の法律講座の実施

中学生・高校生を対象とした法律講座の実施実績を、増加(目標は5校)させることをめざします。

②教職員の方を対象とした法律講座の実施

教育・消費者教育に必要な知識を身につけていただくための教職員の方を対象とした法律講座の実施を引き続きめざします。

③親子法律教室

日司連が主催する親子法律教室の募集があれば応募を検討します。

④教材の開発

教材については、引き続き独自の教材開発に積極的に取り組んでいきます。

⑤講師名簿の検討

本事業が計画通りに本格的な軌道に乗れば、講師の確保が困難となることから、会員より広く講師候補者を募集し、講師名簿を整備する制度について、引き続き検討していきます。

⑥ホームページの充実

本事業の内部・外部広報として、ホームページを充実させていきます。

(2) 成年後見事業

(公社) 成年後見センター・リーガルサポート奈良支部と連携して、本年も成年後見事業制度の普及、同制度を必要とする市民の支援に繋がるように事業を展開していきたいと考えております。

(3) その他事業

多重債務問題や、貧困問題、高齢者問題等の相談や依頼を受けた際に活かしていただけるように各種研修会を開催し、関係各機関等との連携を深めることにより、より有益な情報を会員に届けられるように事業を展開していきたいと考えております。

第3. 相談事業

(1) 定例相談会の開催及び相談員派遣

従来から開催している定例相談会を引き続き開催もしくは相談員の派遣を行います。

① 当会主催

相談センター（当番相談）、大和郡山市

② 自治体等主催相談会への相談員派遣

奈良市、天理市、桜井市、橿原市、奈良県立図書情報館
大和高田市社会福祉協議会、香芝市社会福祉協議会

③ その他

司法書士電話相談センター

(2) 臨時相談会の開催及び相談員派遣

例年開催している下記の相談会等を各種団体の要請等必要に応じて開催もしくは相談員の派遣を行います。

① 相続登記相談会

② 法務局休日相談会

③ 行政評価事務所なんでも相談会

④ 司法書士の日相談会

⑤その他

(3) 司法過疎地巡回相談会の開催

南部及び東部山間地等の司法過疎地での巡回相談会を開催します。

(4) 奈良県立図書館市民法律講座の開催

奈良県立図書館での相談会に付随して、市民向け法律講座を開催します。